

佐賀県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区間	幅員 延長	
一般国道 三八二号	唐津市呼子町呼子字高尾 三六四三番三地先から 唐津市和多田西山四四七 八番三地先まで	後 八一・六 五・五	二〇、七五三・一
	唐津市呼子町呼子字高尾 三六四三番三地先から 唐津市東町一番一地先ま で	前 五〇・六 五・五	一九、〇二二・六